

○北海道開発事業費増額に関する陳情
(第五六八号)

○理事(長島銀藏君) それではこれより内閣委員会を開会いたします。

先ず行政機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題に供します。本法律案について討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正意見がございましたら討論中にお述べを願います。

○石原幹市郎君 只今議題に上つております行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対しては、私は自由党を代表して賛成の意見を述べたいと思ひます。

今回の改正法律案におきましては、各行政機関を通じて、合計約六万六千名の人員を整理縮減いたす計画を織込んでおるものでありまして、右のうち約三万人余りは警察その他の機構の簡素合理化に伴うものであり、その他は各行政機関を通じて、いわゆる行政事務の運営に更に一段の工夫を加えて職務の簡素合理化を図ることに伴うものであります。このような行政整理は、それ自体がすでにこの行政の合理化、能率化であることによりまして、国民全体の利益であるのみならず、他面同時に行く／＼は百五十億前後の国民の財政負担を軽減いたすものであります。ために、常に我が党の強く唱道いたしておつたところでありまして、その実現を希うのは誠に国民を挙げての世論であると信ずるものであります。なお、本案が、人員整理によりまして退職者に対して、或いは整理の期間を相当長期にいたし、或いは特別

の待命の制度を開く等、従来にその例を見ない特別な配慮を加えております点も、誠に時宜に即した措置であると思ふものであります。ただ、今回の整理案は、政府が当初考へていたものとは相当隔りがあるのであります。行政機関の問題には殆んど触れていないのであります。この点はいささか遺憾とするところでありまして、従つて政府は今後とも引続き行政機構の徹底的改革に意を用い、各省各庁の内部組織の整備、地方出先機関の整備或いは附屬機関の整備等を断行いたしまして、行政機構の簡素化と事務運営の能率化に抜本的施策を樹立せられたいと思ひます。そうして同一主義の行政整理の弊に陥らないようにしてもらひたい。特に現業に働く従事員に對しましては、国民に迷惑のかからぬよう万全の考慮をめぐらしてもらひたいと思ひます。

次に、本案に對しましては審議が長引きました関係と、他の法案の審議の過程に鑑みまして、次の修正案を提出したいと思ひます。

先ず修正案の案文を朗読いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条の改正規定のうち同条第一項の表總理府の項中「土地調整委員会」七三六八を「土地調整委員会一八八八」に、「一九、八三五人」を「一九、〇九九人」に改め、同表合計の項中「六三三、〇四九人」を「六三三、三三三人」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第二項中「昭和二十九年四月一日」を「この法律(前項但書に係る部分を除く)施行の日(以下「施行日」といふ)」に改める。

附則第九項中「昭和二十九年四月一日」を「施行日」に改める。

附則第十項中「昭和二十九年四月一日」を「施行日」に改める。

附則第十一項及び附則第十四項中「国家人事委員会規則」を「人事院規則」に改める。

附則第二十二項中「及び法制局」を「法務局及び人事院」に改める。

附則第二十三項中「会計検査院」の下に「及び人事院」を加える。

附則第二十四項中「第五十五條」を「第五十六條」に、「第五十六條」を「第五十七條」に、「昭和二十九年四月一日」を「施行日」に改める。

附則第二十五項中「昭和二十九年四月一日」を「施行日」に改める。

附則第二十六項中「第五十六條」を「第五十七條」に改める。

から施行することとなつておりますが、今日すでに、この日も経過いたしましたので、この法律は公布の日から施行することに改めるのが適當であらうと思ひます。原案の附則第一項、第二項、第九項、第十項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項の修正部分が、この関係のものであります。

修正を要する第二点は、この法律案の原案では臨時待命を命じ、又はこれを承認することができず期間が、昭和二十九年六月三十日までの間とありますが、この改正法律の施行期日の修正に伴い、これを昭和二十九年七月十五日と改めるのが、臨時待命制度運用の上から見て適當であらうと思ひます。

原案の附則第十項、第二十二項及び第二十五項の修正部分が、この関係のものであります。

修正を要する第三点は、今期国会に政府から提出された国家公務員法の一部を改正する法律案では、人事院を廃止し、總理府の外局として国家人事委員会を設け、その職員は行政機関職員定員法の適用を受けることとなつておりますが、この国家公務員法の一部を改正する法律案は、只今のところ、今期国会中に成立する見通しが付いておりませんので、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案のうち、第二条の表の總理府の部中、国家人事委員会に關する部分を削り、附則において「国家人事委員会規則」とあるのを「人事院規則」に改め、人事院についても、臨時待命制度を適用し得る等、所要の改正をなすことが必要であらうと思ひます。第二条の表及び附則第十一項、第十四項、第二十二項、

第二十三項の修正部分が、この関係のものであります。

修正を要する第四点は、今期国会に、政府から提出された警察法案は、衆議院においてその一部が修正され、条文の繰下げがなされたので、これに伴い行政機関職員定員法の一部を改正する法律案中に引用されている警察法の関係条文の数字を改める必要があらうと思ひます。附則第二十四項乃至第二十六項の修正部分がこの関係のものであります。

以上の修正案を附しまして原案に賛成いたしますのであります。

○竹下豐次君 私は石原委員から提案されました修正の部分を含めまして原案に賛成の意を表するものであります。

政府におかれましては、昨年の初め頃から機構改革、事務の簡素化、事務の整理等について大々的な計画を立ててなるといふことになつておつたやうに承つていたのであります。その後いろいろの事情で、最初の御計画通りに進まれないでだんだん計画が縮小され、漸く今回の原案のような程度に落ちてしまつたのであります。この間におきまして多数の公務員は非常に不安を抱きまして、そのためにそれぞれの事務の運行に相當の支障が起つたことであらうと私は考へております。誠に遺憾に存する次第であります。今回の定員法の改正案は私は決して十分なものではないと思ひますが、併しながら、これでも整理されないのであります。比すべきは一步の改良であるといふように存じますので、本案に賛成の意を表するものであります。ただ政府のほうではいろいろ御研究の結果で

○理事(長島銀藏君) 御異議ないと認めます。

それから只今本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

竹下 豊次 井野 碩哉
廣瀬 久忠 西郷吉之助
石原幹市郎 植竹 春彦
白波瀧米吉

○理事(長島銀藏君) 署名漏れはございませんか……、署名漏れはないと認めます。

○理事(長島銀藏君) 次に、継続審査要求の件を議題に供します。

人権委員会設置法案については、なお慎重に検討すべきものと考えられますので、継続審査の要求をいたすことにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(長島銀藏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(長島銀藏君) 次に、目下内閣委員会において調査中の行政機構の整備等に関する調査につきましては、本会期中における調査の経過並びに結果について報告書を提出することとし、その内容につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(長島銀藏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、報告書の提出は多数意見者の署名を附することになっておりますので、順次御署名を願います。

多数意見者署名

竹下 豊次 井野 碩哉
廣瀬 久忠 西郷吉之助

